

第5章 景観協定の仕組みづくり

区内には、これまで景観条例による景観まちづくり協定が7地区認定されています。これらの景観まちづくり協定は、区民の方々がより良い生活環境を作りたいという気持ちが実を結んだものであり、それらの協定を守り続けることが大切です。そのために、景観法に定める景観協定の締結制度と、その前段として身近に取り組める景観条例に基づく景観まちづくり協定の認定制度を活用し、景観協定の仕組みづくりを進めます。

1. 景観法による景観協定の締結【景観法第81条】

景観協定は、景観計画区域内において、一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれる良好な景観の形成に関する協定です。建築協定や緑地協定で定めることができる事項も含めて、景観に関する幅広い事項を対象とすることができます。また、所有権等が移転した場合にも継承されるという法的効果もあります。

2. 景観条例による景観まちづくり協定の認定【景観条例第30条】

景観まちづくり協定は、地域の方々の自主的な提案により、地域独自の景観ルールを定め、地域の特性を活かした景観づくりに取り組める制度です。良好な景観まちづくりは、その地域の方々の景観に対する盛り上がりを形作ることによって景観の意識が高まります。そのため、台東区では、地域の景観づくりの機運醸成に合わせ、景観まちづくり協定を認定します。

